

1 変更の内容

変更後	変更前
<p>見出しの位置の変更 (条題) 第○条 本文・・・</p> <p>(特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>① まちづくりの推進を図る活動 ② 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動 ③ 地域安全活動 ④ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ⑤ 社会教育の推進を図る活動 ⑥ 子どもの健全育成を図る活動 ⑦ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑧ <u>農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</u> ⑨ <u>環境の保全を図る活動</u> ⑩ <u>前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言を行う活動</u></p> <p>(事業の種類) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。</p> <p>① げんきな地域づくりのための</p>	<p>見出しの位置の変更 第○条 (条題) 本文・・・</p> <p>第4条 (特定非営利活動の種類) この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>① まちづくりの推進を図る活動 ② 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動 ③ 地域安全活動 ④ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ⑤ 社会教育の推進を図る活動 ⑥ 子どもの健全育成を図る活動 ⑦ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑧ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言を行う活動</p> <p>第5条 (事業の種類) この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。</p> <p>① げんきな地域づくりのための調査・研究及び事業の企画と運営</p>

調査・研究及び事業の企画と運営

② 銀行代理業務、生命保険管理業務その他日本郵便株式会社より受託された業務

③ スポーツを楽しむための事業の企画と運営

④ 安心・安全に生活できるための事業の企画と運営

⑤ 地域の健康や福祉向上のための事業の企画と運営

⑥ こどもの健やかな成長のための事業の企画と運営

⑦ 男女が共同で地域を支えあうための事業の企画と運営

⑧ 農業の振興を図るための事業の企画と運営

⑨ 環境の保全を図るための事業の企画と運営

⑩ 受託事業に関する事業

⑪ 地域活動の周知を図る事業

⑫ その他目的達成に必要な事業

(任期)

第14条 役員任期は最長2年とする。ただし、再任は妨げない。

② 銀行代理業務、生命保険管理業務その他日本郵便株式会社より受託された業務

③ スポーツを楽しむための事業の企画と運営

④ 安心・安全に生活できるための事業の企画と運営

⑤ 地域の健康や福祉向上のための事業の企画と運営

⑥ こどもの健やかな成長のための事業の企画と運営

⑦ 男女が共同で地域を支えあうための事業の企画と運営

⑧ 受託事業に関する事業

⑨ 地域活動の周知を図る事業

⑩ その他目的達成に必要な事業

第14条 (任期) 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。